

平成22年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成22年7月1日)

1 日 時

平成22年7月1日(木)

午後 1時28分 開会

午後 3時43分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 産業廃棄物税のあり方について

(2) その他

4 出席委員

加藤大蔵 後藤忍 佐藤俊彦 浜津三千雄 引地宏 星サイ子 堀金洋子

和田佳代子 渡部チイ子 (以上9名)

5 欠席委員

稲森悠平 津金要雄 中井勝己 長林久夫 福島哲仁 (以上5名)

6 事務局出席職員

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

(総務部財務総室)

佐藤 税務課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、議事録署名人を佐藤委員と和田委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

◆資料1について事務局（佐藤税務課長）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（後藤委員）

3点ある。1点目は3頁。併せ産廃に関する検討会での意見として、量の把握が難しいなどと書かれているが、現在、併せ産廃の調査はどのように実施しているのか、定量的に把握されているのか、調査の頻度はどの位か。

2点目は、5頁の特例措置について。結果的には現状維持でいいのではとの御意見だが、検討時に資料を御覧になったと思うが、データ上は、特例納付事業者の部分だけ税の減量効果が働いていないように見えるが、検討委員会で議論の中でこの点についてどう考えたか、どのような意見が交わされたか。

3点目として、高額納税負担者への配慮を強調されているが、パブコメにもあった点だが、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ が「一定の配慮」という範疇に収まるものなのか。他都道府県との兼ね合いもあろうが、その妥当性について、どんな議論がなされたか。

（佐藤税務課長）

併せ産廃の量について、税務サイドとしては具体的な数値は把握していない。環境サイドに回答を委ねたいと思う。

特例納付の減量効果については、やはり火力発電所の事業者の方々の排出する石炭の燃えかすについては、セメント材料としてのリサイクルが、公共事業の減少などによる需要がないこともあって埋めざるを得ない。こうした経済環境のため、また量的にも大きいこともあり、トータルの効果として数値に反映されているのではないか。

他県において、例えば秋田県では最終処分場に搬入するものについては $1/4$ にしている事例もあるようだ。また、もともと自社処分するところには非課税にしているところもある。これらを踏まえると、現行の特例については、委員からの意見としては、継続して次回までの推移を見守っても良いのではないかというのが大勢だった。

（渡辺生活環境総務課主幹）

後藤委員の1点目の質問について、他県の実態については、3月の中間とりまとめの後、税導入各県に照会した。内容は、課税対象にしているか否か、対象にしている場合の課税標準の把握方法の大きく2点であり、結果は先ほど税務課から説明があったとおりである。さらに詳しい内容については照会しておらず、実態把握にとどまっている。

（後藤委員）

私の質問の意図は、福島県として、併せ産廃をどう把握しているか、今後どのようにモニタリングしていく予定なのかという点だ。

（渡辺生活環境総務課主幹）

一般廃棄物の処理は市町村や一部事務組合が処理しており、県としては、毎年度広く

処理状況等について照会し、とりまとめて公表している。その中で自治体毎の、廃棄物処理施設における産業廃棄物の受け入れ状況も把握している。後ほど資料2で説明するが、今現在は2市1事務組合で取り扱っている。調査は今後とも継続し、取りまとめ結果については公表していく予定である。

(後藤委員)

その場合の推計方法は、按分するための数値があってそれを掛けるだけということではなく、毎年実態を把握するということになるか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

調査しているのは市町村が受け入れる量で、これはトラックスケール等々で把握できる。産業廃棄物税が課税されるのは、それらが一般廃棄物と一緒に焼却等の処理をされて灰になって埋め立てられる段階である。問題は、その灰のうち産業廃棄物分はどれ位あるのかで、他県では、按分方式をやっている事例があるということである。本県の調査はこの段階についての調査ではない。

(佐藤委員)

1つ、前回、併せ産廃が課税対象外となった理由を教えて欲しい。

2点目として、併せ産廃については、現状で不公平感があるということで大いぶ議論があったようだが、最終的に産廃は産廃であり、行政に持って行ったがために課税されないということが問題である。「理解を得る」ということではなく、他の産廃と同様、講習なり指導なりして課税すべきことである。今後どのように進めるのかお聞きしたい。

3点目、「中間処理業者からの税相当分の適切な転嫁」だが、この点は我々の業界も苦労している。記載のとおり、値引きで受けざるを得ないのが実情。九州7県では最終処分場と焼却の方で税を徴収することになっている。中間処理施設に入った場合、極端な話、焼却をする場合1トン800円ほどとっているようだ。徴収義務者になれば、値引きは必要ないということであろう。この辺も検討してはいかがか。あと1年という短時間の中でできるものではないだろうが、他県を参考に、前向きにやっていただければ、ちょっとした道筋ができるのではないか。

(和田委員)

併せ産廃の件に関連して質問する。なお書き以下の周知について、課税対象とする場合には、これまでの産廃税とは切り離して併せ産廃だけ周知するのか、それとも中身が変われば全般的に周知をやり直さなければならないのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

1点目について、平成16年当時の税制等検討会および環境審議会で検討いただいた中では、課税客体の数量的把握について、按分等ではなく正確に計ることが技術的に困難ではないかということで課税対象から外されたと承知している。

2点目は、後の答申案検討の中でも御議論いただきたいが、特に、排出事業者が税相

当分を負担する必要があるという排出者責任をしっかりと認識していただく必要があると考える。御指摘のように講習会など色々な機会を捉え徹底して参りたい。

3点目の九州7県の件については、今この場で即答できない点で、今後検討させていただきたい。

(佐藤税務課長)

税の条例等においては、改正部分について適用まで期間をおくことになっている。全体をとということではなく、条例改正部分について、排出事業者、市町村の処理場などヘルールをしっかりと周知しないと、せっかく制度をつくってもうまく徴収できないと困るため、理解を得る手続きの期間を設けたい。

(引地議長)

色々な意見が出たが、併せ産廃については、県内の一部市町村でのみやっているということ。あり方については、今後検討するのでその際改めて意見を伺う。できるなら、一般廃棄物と産業廃棄物は完全に分けて処理されるのが望ましいであろうが、一気にそのような形に持って行くのは難しいだろうから、対策も含めて今後の課題であろう。

◆資料2～4について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明が行われ、以下の質疑等があった。

(後藤委員)

資料3で1点確認したい。番号1への対応案で用いられている「インセンティブ（動機付け）税制としての面」、ここで言うインセンティブが働くことを意図しているのは、排出抑制ではなく納税行為と解釈してよろしいか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

あくまで排出抑制効果を狙いとしている。税を節減するための施策や意識改革に結びつけていただくという趣旨である。

(後藤委員)

だとすると、やはり特例納付への意見に対する説明として適切でないのではないか。違和感を抱くのが私だけならばそれは構わないが。

(引地議長)

だいぶ前にこの点を取り上げた段階では、一万トン以上の大量排出をなるべく抑制してもらおうことが目的の税であって、最初のうちは軽減しているが、税を有効に使ってなるべく排出抑制してもらおうのだということが話題になったかと思う。税制度創設により、大量排出業者は、特例無しでまともに払ったら経済的に成り立たなくなってしまう、そこを配慮してもらえないかということでこのような制度ができたと思う。

(後藤委員)

インセンティブには、排出抑制と納税行為の2側面があると考えられる。そのうち、後者の納税行為として、つまり軽減してもらっているから納税しようという意味だというなら理解できる。だが排出抑制のインセンティブだというなら、むしろ特例措置がない方が余程いいわけで、言葉の使い方としてしっかりこない。特にこれはパブリックコメントを寄せた方への回答として出すものであり、これだと再度意見が来ることが考えられるのではないか。他の箇所、例えば資料4では排出抑制の意味で用いられていて分かりやすい。ここでの使い方について検討されてはどうか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

そもそもは経済的手法としての税ということもあり、このように記載させていただいたが、確かに後藤委員御指摘のとおり、ここは特例制度についてどう考えるかが論点であることから、誤解を招くようであれば、案文中の「経済的手法であるインセンティブ(動機付け)税制としての面から」を削除してよろしいか、御検討をいただきたい。

(後藤委員)

削除して意味は通ると思う。私はそれでよろしいと思う。

(加藤委員)

併せ産廃の件について。一般廃棄物の焼却施設では料金をとっていると思う。1kg 10円ないしは8円だと思ったが、併せ産廃がもえがらとなって最終処分場に持ち込まれるときに料金を払うのは市町村だとの理解でよいのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

各市あるいは広域行政組合が徴収している手数料は、焼却施設もしくは最終処分場に搬入するときに、持ち込む方が市等に払うお金で、市等がそれを収入する。

(加藤委員)

産廃税は埋立の時に払うが、それも市町村が払うのか。

(佐藤税務課長)

基本的に、市町村が、排出業者が持ち込んだものについて上乘せして税を取って、市の経理担当者が県に納税する。預かったお金を納税するという形である。

(加藤委員)

焼却前に計量したところに税金分が入っているということか。

(佐藤税務課長)

計量時にあわせて、産業廃棄物税を徴収していただく。ある意味推計した量によることになるが、持ち込み量がこれだけだからもえるとこの程度になるだろうからその分の税金は幾らですということでの金額を預かっていただく、これはあくまで「税相当額」であるが、これを預かったうえで県に納付していただく。

(加藤委員)

細かい話になるが、例えば、廃棄物によっては、水分の多いもの、少ないものとあり、

それを同じく計量するのは非常にアバウト過ぎると思う。水分の多い食糧残渣は水分を減らして下さいとか、計量段階で分別していかないと、税金としてアバウト。この辺や税の流れを明確にしないと、税金が本当に適切に課税されているのか、まだまだしっかりしていない感じである。煩雑だとは思いますが、細かく区分した方が良いと思う。意見として申し上げます。

(引地議長)

併せ産廃について今後どう対応していくのかは非常に大切な論点になるだろうが、実際のところは、比較的小さな企業が利用していると思われ、量としてはそれほどではないと考えられる。一般廃棄物と産業廃棄物を完全分離できればいいのだが、すぐにできるかどうか。木くず含め、出来るだけ減量化・再資源化に力を入れる上では、完全分離の徹底が本来は望ましい。ただし今までの経緯もあるので、徐々にそういう方向に進んでもらうようにならざるを得ないのではないかと。今後様子を見るのもまた課題。

(堀金委員)

併せ産廃は、税制等検討会の報告でも課題として挙がっているし、我々環境審議会にとっても大きな課題である。今回の検討により、2期目に入るに当たって殆どは継続が妥当とのことで、それはそれで良いとしても、部会長や加藤委員の意見を踏まえ、併せ産廃のあり方について、今後の方向性を、事務局でも大筋を考えていただきたい。

また、資料3のパブリックコメントの番号3のように、特例納付事業者の軽減措置について厳しい目で見ている人がいる。「見直すべき」という強い提言である。ここも、最終処分業者の御苦労も分かるが、一般県民から見れば安くておかしいのではないかと、という視点もあるわけで、誰が見ても公正さが担保される必要がある。今後、次回以降の検討の土台を作っていけばよろしいと思う。

(佐藤生活環境部参事兼生活環境総務課長)

堀金委員の意見はごもつともで、併せ産廃に関する4つの課題について、今後5年間の中である程度の方向性を見いだせるよう検討を進めて参りたい。

(引地議長)

1/2×1/2で非常に軽減されているように思いがちだが、この背景として、一つには、自社処分場の場合、建設にかなりの費用を投資している。廃棄物をどんどん出していたらすぐにいっぱいになってまた別の処分場を作らなければならなくなるので、そうならないよう、なるべく早くリサイクルや再資源化をする方向にしていきたいと考えているのではないだろうか。審議会としては、その方向に持って行って欲しいところであり、審議会から業者さんに対し、税を使って排出量の減量化事業に取り組んで欲しいという要望は言えるだろうが、軽減措置1/2が直ちに駄目だと言うことは難しい気がする。

(浜津委員)

今の件も含め、答申案に、出た意見をしっかり書けばいいのではないかと。5年後の見直しではそれが出発点となるだろう。体裁的な詳細はよく承知していないが、参考資料としてつけるなりなんなり、とにかくしっかり記載すればよろしいと思う。

(引地議長)

経済的に厳しい面もあり、一気に変えるのは難しいであろうが、循環型社会構築の上でも非常に大切になってくるので、廃棄物の抑制という税導入目的に立ち返って考えていくことは大切だという気がする。

なお、今の点は続く資料5等にも出てくるので、その時また検討をよろしくお願ひしたい。

◆資料5～6について事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より説明を行った。

《質疑応答》

(佐藤委員)

恥ずかしい話だが、資料6の4頁のイ)最終処分量の状況の2段落目のなお書き以降「最終処分量全体の76%を特例納付事業者で占めており」のくだりは、そんなことはないだろうと思いつつ、上の図3を見て、違ふだろうと指摘をしていたが、これに関する図は次頁の6だったということに気づいた次第である。特例納付事業者は、減量化率が1/3である。ここからすると、他の普通に納税している事業者は、排出量の1/30が埋立処分されているのが実情のようであり、確かに景気も悪いが、リサイクルや再生利用に回すことが行き渡っているのかなと思う。先程来各委員から話が出ているが、特例納付事業者は本当に減量化をしているのか、景気が悪いから90%が70%になった、それだけですませているのかが疑問である。この点を県としてどのように考えるか。

次に、14頁(2)税制度継続の必要性の2段落目の3行目「より一層の排出量削減へ向けた取組みが必要である」は、「より一層の3Rへ向けた取組みが必要である」としてはどうか。排出抑制は既に取り組まれている。その他の取組みとすれば3Rではないか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

まず1点目は特例納付事業者の排出削減についてのことかと思う。特例納付事業者は現在4事業者おり、うち3事業者が石炭火力発電所である。残る1事業者が無機化学製品製造業で污泥が大量に排出されるが、ここは排出量も埋立量も減ってきている。これまで何度も指摘をいただいているとおり、景気の動向等々も勘案しなければならず一概に税のみの効果とは言えないが、数値的には減っている。

問題は石炭火力発電所からでるばいじんである。今まではセメントとして再生利用さ



れてきたものが、耐震偽装事件を受け建築基準法が厳しくなったことによる新規住宅着工件数の落ち込み、リーマンショック以降の景気低迷等、あるいは公共事業の減少など様々な要因があつて再生利用が伸びていかない事実はある。県としては減量・排出抑制・リサイクルをして欲しいということで色々と話をしている中で、セメント以外の用途への利用、例えば金属表面加工処理時の研磨材の代替材としてばいじんを有効に使うための開発等も行っている。

この他、廃棄物のみならずCO<sub>2</sub>削減にも結び付くこととして、前回の審議会でも言及したが、常磐共同火力発電所では、石炭の代わりに木質バイオマスを燃料に3%くらい混ぜて燃やすこととしており、来年の運用開始に向け準備中と公表されている。どの程度になるか正確な数値は把握していないが、これによって廃棄物量が減る要素があるのではないかと期待している。

また、なかなか数字に表れにくい面ではあるが、事業者からは、税によって排出抑制への意識改革にもつながったとの話を伺っている。

今後とも意識喚起や、可能な限りで有効利用に結びつくような技術開発への支援に取り組んで参りたい。

2点目の3Rについては、部会長とも相談しながら、修正等により適切な表現にしてまいりたい。

(佐藤委員)

承知した。

(堀金委員)

一般県民が減量化等にきちんと取り組んだ成果が現れてきている。一方で、佐藤委員も指摘されたとおり、景気が悪いせいで業界では最終処分量が増えている。ゆくゆく県全体で最終処分場も足りなくなるだろう。大手企業だし、交付金云々で県も助けられて相乗り相乗効果で動いているから仕方ないかもしれないが、こういう業者に対する県の指導を強めていただきたい。景気が悪いからどうしようもない、ではなく、どうしたらいいかを考えるべき。正直者は馬鹿を見ることにもなりかねないので、4頁のイ)の最後も、「最終処分量が大幅に増加している。」で終わるのではなく、「しかし、今後のあり方として、業界への指導等について強く指導していく。」とすれば県の姿勢が見えてくると思うので、この点検討いただければと思う。

(引地議長)

事業者としても削減に取り組んではいる。ただ、いくら省エネが叫ばれても電気需要はそうそう減らない。つまりみんなで考えるべき問題である。

燃料にしてもペレットも一策だが、全部切り替えるのも困難だろうし、今後どうあるべきか、難しい課題かなど。意見があれば。

(浜津委員)

先に私が述べた点について再度発言させてもらいたい。ここで皆さんから出た意見をどう答申案に盛り込むかが目下の大きな問題である。併せ産廃に関する佐藤委員と加藤委員の意見に関しては、16頁のオ) その他の4行目に「税の公平性の観点から基本的には課税対象とすべきである」と明確に言っており、ここに佐藤委員の意見は反映されている。加藤委員の言った点は、その下の「課税手法に関する調査研究の必要性」の部分で、明確になっていると考えられる。

堀金委員の課税の特例に対する意見をどうするか。この特例は継続するとはいえ、経済状況を見ながら特例のあり方を再度検討する必要があるという意見が強かった、といったようなくだりを、例えば17頁の最後に入れるかどうかを検討しなければならないのではないか。更に、今ほど堀金委員が言った、大手の電力会社はもっともっと努力が必要だという点は、例えば、7頁のイ) 最終処分の状況 の最後に入れてはどうか。ここには既にそれらしきことが書いてはある。「減量化、リサイクルをより一層推進し、最終処分量の抑制に努めていく必要がある」である。この表現に、堀金委員の発言内容を加味するとか。そうすれば、本日の委員の意見が反映される。ただ、堀金委員の最後の意見をどこに入れるのが適当か検討の余地はある。それに、発言のとおり表現をもちに入れるというわけにはいかないだろうが、趣旨を入れる工夫をしなければならないであろう。

(引地議長)

事業者もそれなりには、何も取り組んでいないわけではないので、その辺も踏まえた支援するような方向で、何か文章があると良いのではないかと、印象として持っている。

特にこういうことも書き入れて欲しいという要請があれば、意見をいただきたい。

(堀金委員)

単純な質問だが、例えばいわきの火力発電所や浜の電力会社からでるばいじんなどはどこに捨てているのか。

(引地議長)

自社処分場である。

(堀金委員)

全て自社処分か。

(引地議長)

そうである。

(堀金委員)

しかし、やがては自社処分場の埋立量にも限界が来る。すると次の5年後の見直し時にはますます重大な課題になってくる。

県は、行政的に7つの地域に分かれているが、ある地域にある電力会社の恩恵で他地域がやっているということである。7地域ごとの最終処分場のあり方とか、一般住民に

は最終処分場について分かっていないと思う。だが逆に最終処分場建設となると反対するだろう。将来的に、20年後、30年後、50年後の県の環境の取組みを見据えたときに、7つの地域が、お互いにギブアンドテイクでぐるっとまわっていく方式、県民で負担を分かち合うのだという視点、広域な県域を見通した最終処分場のあり方等を考えていかないと、今言ったように、東京電力にだけ責任を負わすようなわけにはいかないだろう。

(齋藤産業廃棄物課長)

今の点は、最終処分場の今後のあり方についてのことと思うが、実は廃棄物処理法に基づく県の計画で、一般廃棄物と産業廃棄物を含めた廃棄物処理計画があり、今年度見直しの時期に当たっている。本日は詳しく立ち入らないが、別途皆さまに審議をお願いすることになる。その審議の中で、今の件についても十分に意見をいただきながら、見直しを進めて参りたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

既に案に入っている表現については、それはそれとして、今の堀金委員からの意見なども踏まえて、どの項目にどう盛り込むかについては、部会長と相談しながらまとめていきたいと考えるが、いかがか。

(引地議長)

それでよろしいか。

(各委員)

異議無し。

(引地議長)

最終案をまとめる上では皆さんの意見が参考になるので、本日提起されたことをもとに手直したものを、最終的には9月の全体会で決まるのか…、いや7月29日だったか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

今月29日の全体会での審議を予定している。

(引地議長)

その時までには、今言われた意見に基づく修正などを煮詰めていきたい。なお、本日も言い尽くせなかった部分については、事務局へメールや手紙で出されても結構である。それらを踏まえて、最終的な答申案をまとめたい。

まだ時間があるので、言い足りなかった点があればお受けしたい。

(渡部委員)

16頁の税の使途の中には、不法投棄の未然防止と記載がある。事業者に対する啓発とあるが、それだけでは不法投棄は無くならない。農業委員会でも、優良な農地を守るため、不法投棄がないかどうか、1ヶ月に1回程度巡回している。私の地区では目立っ

た不法投棄はなかったが、県全体では、それなりの不法投棄の数があるのではないかと思う。下の行には、「市町村が行う不法投棄事案の原状回復措置その他講ずるべき施策等・・・」と書いてあるが、そういうことではなく、不法投棄が起きないように、しっかりとした指導が必要だ。市町村が代執行するために税金を投入するという考え方は問題だと思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

資料6の7頁を御覧いただきたい。図8に不法投棄発見件数、投棄量の推移である。平成15年以降、発見件数については2桁台だったものが、法改正による罰則の強化などもあって現在は1桁台と少なくなっている。これは中核市も含んだ数値である。量的には、残念ながら、平成20年度に1件、小名浜の山林に4万トンほど捨てられた事案があったため増大しているが。

はじめから市町村の撤去を一番に考えているわけではなく、まずは不法投棄させない・早期発見・拡大防止に努めることであり、そのために不法投棄監視員を委嘱して監視したり、民間会社に委託して休日夜間のパトロールをするなど、不法投棄させない下地づくりに取り組んでいる。また、排出事業者が不法投棄する事例もあるので、機会を捉えて、立ち入り検査等で徹底を図っている。

市町村が行う原状回復措置等の前段としては、あくまで、地域住民の生活環境の保全上、真にやむを得ないのではないかという状況、例えば住民の健康被害など起きてからでは遅いという事案であって、原状回復させる相手方を特定できない場合、それでもそのまま放置していいのかという問題があり、一定のルールのもとでの支援が必要ではないかという議論のもと、このような記載になっている。従って、まずは不法投棄未然防止に努めていく、今後もそのように対応してまいりたいと考えている。

(和田委員)

感想を申し上げたい。産廃税の用途の論議の際から思っていたことだが、用途事業のなかで一番お金が投入されているのが、この不法投棄の未然防止の部分。図8では1件当たりの投棄量10トン以上のものがカウントされているが、そのような大げさな産廃でなくても、小さいものも結構ある。とても残念なことだと思う。業者だけではなく県民全体のモラルとして、不法投棄を無くしていかなければならないのだろうとかねがね思っていたので、この場をお借りして感想を述べさせていただいた。

(引地議長)

確かに一般廃棄物の不法投棄もあり、これに対する監視も大切。事業者、県民、みんなでき取り組んでいく姿勢が大切。産廃については一般市民には関係ないと思われがちだが、取組みを理解してもらうことも大切。

以上でよろしいか。言い尽くせなかった方は、早急に意見を事務局へ出していただければありがたい。

文言追加などの意見については事務局と私に一任することで了承されたので、対応の上全体会への答申案を作成させていただきたい。

以上で(1)の議題を終了した。

(4) 議事(2)その他

(渡辺生活環境総務課主幹)

皆さまからいただいた意見を踏まえ、答申案を部会長のもとでとりまとめたい。その上で、7月29日開催の全体会にお諮りしたいのでよろしく願います。

(5) 閉会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査